

## 2024年介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に係る基本報酬の大幅な引き上げを求める意見書

高齢者や障がい者にかかる社会福祉事業の大半は、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬により事業運営しており、経営基盤そのものとなっております。

本町のような過疎地においては、慢性的な人材不足にあり、職員を確保するためには技能実習生や特定技能による外国人雇用に着手し、看護師等の有資格者の確保には、人材派遣を受けて施設基準を確保せざるを得ない状況にあり、経営において人件費の増は経費バランスも崩れ大きな不安要素となっております。

他に、物価高騰による諸経費も増大してきており、収支バランスを維持することが困難な状況で今後の事業の存続も厳しい状況にあります。

このことから、国においては、持続可能な安全・安心の介護を実現していくため、次の措置を講じられるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

- 1 過疎地域での高齢者福祉施設や障害者福祉施設の運営にかかる介護報酬及び障害福祉サービス費にかかる基本報酬の大幅な引き上げを行うこと。
- 2 介護従事者の処遇改善については、全産業平均給与との差を埋めるべく現在対象となっていない介護支援専門員、看護師、生活指導員、管理栄養士、栄養士、理学療法士、事務職等事業を支えるすべての職種を含めた処遇改善策を講ずること。
- 3 新型コロナウイルス感染症対応については、入居者は施設療養を余儀なくされる場所であり、職員にも感染することで人材不足を補うため、通所サービスなど他の事業を一定期間中止し特養の支援に回る場合があることから、このような対応にも感染症対策として交付金等の支援を強化すること。

令和5年9月15日

岩手県西和賀町議会

《提出先》

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣